

町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱

平成 20 年 9 月 1 日施行
市民部市民協働推進課

第 1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則(昭和 42 年 3 月町田市規則第 6 号)及び町田市補助金等の交付に関する要綱(2017 年 4 月 1 日施行)に定めるもののほか、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、町内会・自治会が管理及び運営を行う集会施設(町内会・自治会の円滑な運営と会員相互の親睦を深めるための施設をいう。以下同じ。)の整備に要する経費の一部を補助することにより、広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを目的とする。

第 3 定義

この要綱において「町内会・自治会」とは、町田市町内会・自治会補助金交付要綱(1981 年 4 月 1 日適用)第 3 に規定する補助対象者に該当するもの又はこれらのもので構成する団体のうち、集会施設の整備及び管理運営を継続的に行うことができる団体をいう。

第 4 補助対象者

補助の対象となる者は、町内会・自治会とする。

第 5 補助対象事業

1 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 延べ面積が 10 平方メートル以上 250 平方メートル以下の集会施設を新たに造る工事を行う事業
- (2) 既存の集会施設の延べ面積を増やす工事(増築後の延べ面積が 250 平方メートルを超えるものを除く。)を行う事業
- (3) 既存の集会施設の一部の性能及び品質を向上し、又は回復させる工事を行う事業
- (4) 集会施設に太陽光発電システム(一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用した発電システム又はこれと同等と認められる発電システムであって、建物の屋根等に設置するもの(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成 24 年経済産業省令第 46 号)第 5 条第 2 項第 5 号イに掲げる基準に適合しているものに限る。)をいう。以下同じ。)を設置する工事を行う事業
- (5) 集会施設の現況調査及び図面確認によって、必要な修繕の時期及び予算額を明らかにした長期間の計画書の作成を行う事業

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業は、当該事業に係る第 6 に規定する補助対象経費の総額が 30 万円以上の場合に限り、補助の対象とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、附則第 2 項の規定によりその効力を失う前の町田市中規模集会施設整備補助要綱(1993 年 6 月 1 日適用)の補助金の交付を受けた集会施設については、木造の建物

にあつては建築後10年、それ以外の建物にあつては建築後15年を経過していなければ、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる事業に係る補助金の交付を受けた集会施設については、当該補助金の交付を受けた日後、同項第1号に掲げる事業にあつては10年、同項第2号及び第3号に掲げる事業にあつては5年を経過していなければ、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項第4号及び第5号に掲げる事業は、原則として1集会施設当たり、1回限りとする。

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) 第5第1項第1号及び第2号に掲げる事業 設計監理費、建築工事費、アドバイザー費、地耐力調査費及び備品購入費
- (2) 第5第1項第3号に掲げる事業 設計監理費、建築工事費及びアドバイザー費
- (3) 第5第1項第4号に掲げる事業 太陽光発電システムの設置工事費
- (4) 第5第1項第5号に掲げる事業 調査費及び作成費

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 第5第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業 第6に規定する補助対象経費の2分の1の額(他の同種の補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費の2分の1の額から当該他の同種の補助金等の交付額を差し引いた額)と次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とを比較していずれか少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - ア 第5第1項第1号及び第2号に掲げる事業 1,500万円
 - イ 第5第1項第3号に掲げる事業 500万円
 - ウ 第5第1項第5号に掲げる事業 10万円
- (2) 第5第1項第4号に掲げる事業 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を1キロワットで除した数(当該除した数に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に2万5,000円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と15万円とを比較して、いずれか少ない方の額

第8 事業計画の事前承認

補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、補助事業に係る事業計画の承認を受けなければならない。ただし、第5第1項第5号に掲げる事業にあつては、この限りでない。

第9 登録アドバイザー

補助事業を行う者は、登録アドバイザー(集会施設の整備に関し専門的見地から助言及び指導を行う者で、市長が登録したものをいう。)の支援を受けることができる。

第10 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を請求することができる。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2008年9月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱及び基準は、廃止する。
 - (1) 町田市町内会・自治会等集会所建設費補助金交付要綱(1983年4月1日実施)
 - (2) 町田市中規模集会施設整備補助要綱
 - (3) 町田市中規模集会類似施設整備補助基準(1993年6月1日適用)
- 3 この要綱は、2026年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2011年4月1日から施行する。
- 2 2011年3月31日以前に第6に規定する事業計画の承認を受けた補助事業に係る補助金の交付額については、改正後の第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年3月31日から施行する。